

令和元年度山口支部事業実績（第1四半期） 及び今後予定されている事業の概要について

令和元年7月11日



全国健康保険協会 山口支部

協会けんぽ

1. 基盤的保險者機能關係

1. 基盤的保険者機能関係

○現金給付の適正化の推進

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●不正疑い事案にかかる事業主への立入検査の積極的な実施 ⇒不正疑い事案が発生した場合には、随時、保険給付適正化PT会議を開催し、事業主への立入検査等の対応を検討する。</p>	<p>◆4月22日 保険給付適正化PT会議開催。 事業所照会 4月：2件 5月：2件</p>
	<p>◆今後も、不正疑い事案（資格取得日から給付期間が間もないもの、報酬月額が給付期間前に引き上げられているもの等）について、随時、事業所照会等を行い、現金給付の適正化を推進する。</p>
<p>●傷病手当金と障害年金等との併給調整等との確実な実施 ⇒年金との併給調整対象者リストを取得後、即時、内容確認に着手し、取得後3ヶ月以内に処理を完了させる。</p>	<p>◆毎月、リスト取得後、速やかに着手し、リスト取得後3ヶ月以内に処理を完了。</p>
	<p>◆引き続き、傷病手当金と障害年金等との併給調整等を確実に実施していく。</p>

◆現金給付の適正化に係る実施結果

施策	4月	5月
不正請求 対策PT会議	4/22開催	開催なし
併給調整	4月リスト 64件 1月リスト 未処理 0件	5月リスト 4件 2月リスト 未処理0件

1. 基盤的保険者機能関係

○効果的なレセプト点検の推進

(1) 資格点検

具体的な施策・K P I	第一四半期の実施状況	
	今後の予定	
●資格エラーレセプトの適切な事務処理 ⇒医療機関照会を迅速に行う。	◆医療機関照会 4月：954件 5月：762件	6月：869件
	◆引き続き、資格エラーレセプトについて、全件点検を行い、医療費の適正化に努める。	
●喪失後受診者等の適正な把握および返納金債権の適正な事務処理 ⇒返納金と判明したものについて、全件調定を行う。	◆調定 4月：95件 6,158,101円 5月：115件 2,429,449円	6月：104件 2,164,475円
	◆引き続き、内容を精査し全件調定を行う。	

(2) 外傷点検

具体的な施策・K P I	第一四半期の実施状況		
	今後の予定		
●外傷レセプトの適正な事務処理 ⇒負傷原因照会を実施する。回答の未提出者については再照会を行う。	負傷原因照会 4月：203件	5月：169件	6月：192件
	◆広報誌を活用し負傷原因照会に対する周知、依頼を行うことで、回答率を上げる。		
●損害賠償請求（求償）にかかる適正な管理および迅速な事務処理 ⇒対象者について、レセプト請求状況を確認し、迅速に求償する。	4月 24件 6,287,867円 5月 59件 16,975,134円	6月：54件 16,943,118円	
	◆引き続き、対象者については遅延することなく求償を行う。		

1. 基盤的保険者機能関係

(3) 内容点検

■ K P I : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

具体的な施策・K P I	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●レセプト内容点検効果向上計画に基づくシステムを活用した効果的な点検の実施</p> <p>⇒①自動点検マスタの精査のための勉強会を実施する。 ②点検員主導による自動点検マスタのメンテナンスを行う。</p>	<p>◆4/16, 5/17, 6/19 勉強会実施。</p> <p>◆他県支部の自動点検マスタを精査し、自支部で活用できるかを検証する。</p>
<p>●支部間審査差異の解消</p> <p>⇒①原審案件の支部間差異解消に向け、支払基金との協議を行う。 ②他支部査定案件は支部間審査差異に係る照会を適宜行う。</p>	<p>◆支払基金との協議会を毎月実施。</p> <p>◆引き続き、支払基金との協議を毎月行うとともに、協会側と支払基金側の意見が相違する事案については、本部照会を行い、差異の解消に努める。</p>
<p>●多受診者に対する受診の指導、啓発</p> <p>⇒月に20件以上のレセプトが存在する者に対し抽出を行い状況を把握し、適時指導していく。</p>	<p>◆4/22 プロジェクト会議を実施。</p> <p>今後、改善が見られない多受診者に対して、定期的な文書の送付、訪問などを検討する。</p>

1. 基盤的保険者機能関係

○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合について対前年度以下とする。

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請にかかる加入者に対する文書照会の厳正な実施</p> <p>⇒①3部位10日以上受診者に対して全件、文書照会を実施する。（4か月以内に送付したものを除く）</p> <p>②審査会で施術内容に疑義（多部位が多い傾向など）が生じた施術所に対し、注意喚起を図る。</p> <p>③3部位15日以上かつ長期受療の申請を行っている施術所に対し、文書照会を実施する。</p>	<p>◆4月：①86件 ②10施術所 ③21施術所（48名分）</p> <p>◆5月：①231件 ②1施術所</p>
	<p>◆引き続き、加入者及び施術所に対し照会等を実施する。</p>
<p>●負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会の強化</p> <p>⇒年間を通じ、長期間受診している者に対し、文書照会を実施する。</p>	<p>◆4月 文書照会 368件</p> <p>◆5月 文書照会 355件</p>
	<p>◆引き続き、長期間受診している者に対し、文書照会を実施する。</p>

○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認の徹底等、審査の強化</p> <p>⇒①文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する。</p> <p>②内容に疑義が生じた申請について、受診者に対し、文書照会を実施する。</p> <p>③不正の疑いがある案件については、厚生局に対し、情報を提供する。</p> <p>④重点項目を定めた審査を実施する。</p>	<p>◆4月 ①の確認を実施</p> <p>5月 ④について、施術日数7日以上申請書のレセプトを点検し、医科併給の有無を確認。</p>
	<p>◆今後も医師の再同意の確認を徹底するとともに、④については四半期に1回、計画どおり実施する。</p>

1. 基盤的保険者機能関係

○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.4%以上とする
 ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
 ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内の保険証未回収者に対する返納催告の徹底 ⇒喪失処理日から2週間以内に返納催告を徹底し行う。</p>	◆4月 約3,200件実施
	◆今後も遅延することなく、2週間以内の返納催告を行う。
<p>●被保険者証回収不能届を活用した電話催告等の強化 ⇒債権発生防止のため、保険証の未返納者に対して早期の電話催告をする。</p>	◆4月 33件実施 5月 35件
	引き続き、早期の電話催告を行う。
<p>●保険証の回収率が悪い事業所に対する資格喪失届申請時の保険証添付の指導の実施 ⇒保険証返納催告を送付した被保険者が勤務していた事業所に対し、注意喚起文書と保険証の適正使用を促すチラシを定期的（四半期ごと）に送付する。</p>	◆6月 101件送付
	◆回収率が悪い事業所への訪問を11月、2月に行い、保険証の回収に理解を求める。
<p>●事務処理フローに基づく保険者間調整および法的手続きの積極的な実施 ⇒①電話催告等の確実な実施。 ②法的手続きの確実な実施。 ③資格喪失後受診等に係る保険者間調整の積極的な実施。</p>	◆①4月 34件 5月 26件 ②4月 2件 5月 2件 ③28件 6,626,459円
	今後も積極的な債権回収に努める。

1. 基盤的保険者機能関係

○サービス水準の向上

■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を91.5%以上とする

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●お客様満足度調査結果を活用したサービス水準の向上</p> <p>⇒①調査結果を活用した改善策を講じる。</p> <p>②お客様の声等が寄せられた際には、本部報告を行う。</p> <p>③郵送の推進について、統一的な対応が行えるようマニュアルを作成し、電話の対応時に郵送での申請を勧める。</p> <p>④広報誌、メルマガ等で郵送化を推進する広報を行う。</p> <p>⑤申請書送付時の送付文に郵送での申請を勧める広報文を掲載する。</p> <p>⑥窓口申請が多い申請書について、返信用封筒の活用等、郵送化推進の施策を重点的に実施する。</p>	<p>◆①5月29日 2018年調査結果を受け、お客様満足度向上PT会議を開催。 満足度結果：窓口調査（99.0%前年同率）、架電調査（73.3%前年比20.0%上昇）</p> <p>◆②～⑥ 各項目とも、計画に基づき確実に実施。</p>
<p>●現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）の遵守</p> <p>⇒システムにより日々審査漏れが無い確認し、処理漏れを防止する。</p>	◆各項目について、計画どおり確実に実施する。
	<p>◆サービススタンダード100%を継続中。</p> <p>◆今後も現金給付の審査状況について、漏れがないよう確認を徹底する。</p>

○被扶養者資格の再確認の徹底

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を90.3%以上とする。

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●未提出事業所への勧奨による回答率の向上</p> <p>⇒未提出事業所への早期勧奨を実施する。</p>	◆実施なし
	◆今年度の「被扶養者資格の再確認」は、例年5月の送付から9～10月に変更されたため、勧奨については1～2月実施予定。
<p>●未送達事業所の調査による送達の徹底</p> <p>⇒未送達事業所について、①事業所へ連絡し再送付②給付記録から加入者に連絡し事業所所在地確認後再送付③事業主住所へ再送付を行う。</p>	◆実施なし
	◆今年度の「被扶養者資格の再確認」は、例年5月の送付から9～10月に変更されたため、未送達事業所の調査による送達は送付後より実施予定。

1. 基盤的保険者機能関係

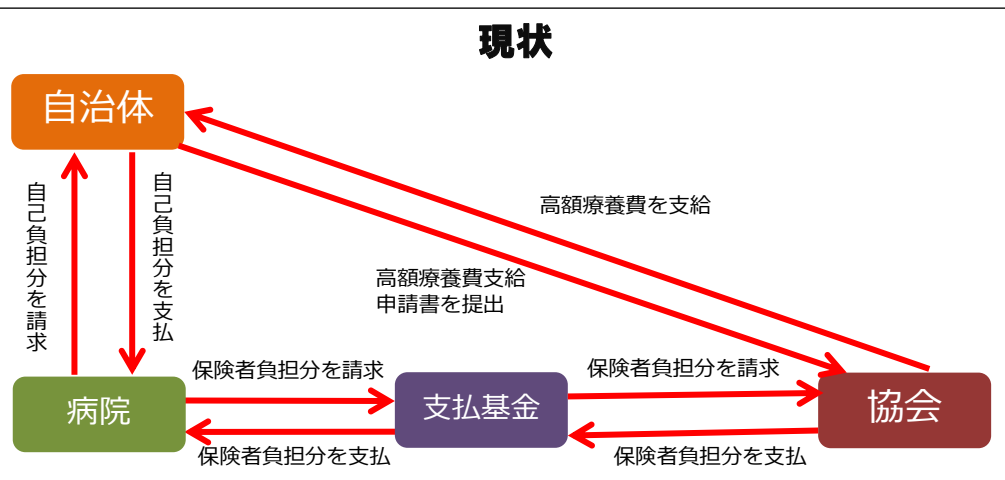
○限度額適用認定証の利用促進

■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする

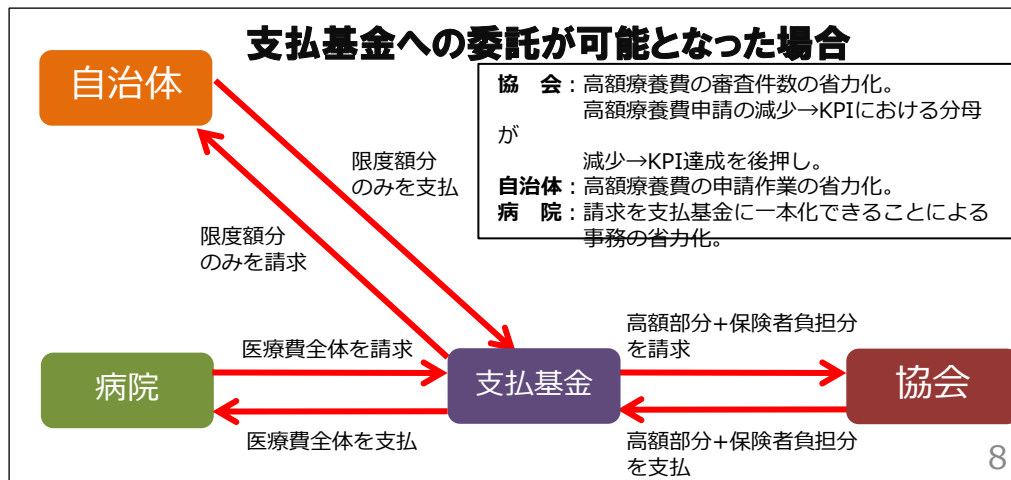
具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●事業主や健康保険委員に対するチラシやリーフレットによる広報の実施</p> <p>⇒①広報誌への記事掲載を実施する。 ②各種研修会等において、認定証利用の案内を行う。</p>	<p>◆毎月、定期広報誌に限度額適用認定証の利用に関する記事を掲載。</p> <p>◆今後も計画どおり広報を実施する。</p>
<p>●地域の医療機関や市町と連携した利用促進の実施</p> <p>⇒①福祉医療受給者等、継続して高額療養費に該当すると考えられる者に対し、認定証利用の勧奨を行うとともに、ターンアラウンド式の申請用紙を送付する。 ②認定証の利用が少なく、高額レセの多い医療機関へ「限度額セット」の利用を依頼する。 ③既に「限度額セット」を利用している医療機関に対し、更に利用を促進するよう働きかけを行う。 ④市町が行う医療費の助成事業について、支払基金への委託が進むよう関係機関と連携して市町に対し要望を行う。</p>	<p>◆①4月 1件 5月 121件 ④関係機関との協議を開始</p> <p>◆今後も随時、ターンアラウンド式の申請用紙を送付するとともに、6月より医療機関への働きかけを実施する。 また、④については関係機関と協議を進め、7～8月に要望書を提出予定。</p>

医療費の助成事業における高額療養費の対応について

現状



支払基金への委託が可能となった場合



2. 戰略的保險者機能關係

2. 戦略的保険者機能関係

○ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●健康宣言事業で活用している企業カルテの内容の充実および健康宣言企業への提供</p> <p>⇒健康宣言の勧奨時に企業健康カルテを提供。事業所の健康課題を見える化し、健康宣言を促す。</p>	<p>◆5月24日 健康宣言を行っている218社に対して平成29年度版の企業カルテを送付。</p>
	<p>◆新たに健康宣言を勧奨する企業に対して適宜配布する。</p>

○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

上位目標：高血圧性疾患の外来受診率を全国平均までに減少させる

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●健診・医療費データの分析結果に基づく保健事業の策定と実施</p> <p>⇒目標達成に向け焦点を絞ったデータ分析の実施と第2期データヘルス計画に基づく事業を推進する。</p>	<p>◆昨年の本部ヒアリングを踏まえた「特定保健指導に該当しない高血圧者へのアプローチ」等について具体的な事業を計画。</p>
	<p>◆高血圧事業を推進している市町等と連携した事業の推進。パイロット事業の提案。</p>
<p>●PDCAサイクルに沿った効率的かつ重点的な事業の推進</p> <p>⇒第2期データヘルス計画に基づく事業進捗状況を確認するため「データヘルス進捗会議」を定期開催する。</p>	<p>◆4月22日 昨年度事業の評価及び今年度事業の計画に係る会議を開催。</p>
	<p>◆7月19日 第一四半期のデータヘルス進捗会議を開催予定。これからも四半期毎に進捗会議を行い、全ての事業を計画通りに推進できるよう調整を図る。</p>

2. 戦略的保険者機能関係

○特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- KPI:生活習慣病予防健診 実施率 50.8% (実施見込者数: 93,034 人)
- 事業者健診データ 取得率 11.0% (取得見込者数: 20,187 人)
- 特定健康診査 実施率 25.9% (実施見込者数: 13,205 人)
- 被保険者(40歳以上) (受診対象者数: 183,138 人)
- 被扶養者(受診対象者数: 50,985 人)

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●健診受診機会の拡大</p> <p>⇒【被保険者】 生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施および 新規受託機関の確保</p> <p>【被扶養者】</p> <p>①協会けんぽ主催の集団健診の実施 ②市町がん検診と特定健診の同時実施会場の拡大</p>	<p>【被保険者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月より、県内各地で集団健診を実施(8回/7月初旬現在) (年間56回を予定。事業所・被扶養者へ案内) <p>【被扶養者】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①実施機関の公募準備(冬季実施) 総会場数および国保加入者も受診可能会場を増やす ②本年度より16市町/年に拡大(+4市町) 5月より開始。受診者数/集計中
	<p>【被保険者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県医師会を通じた健診機関募集、不足地域(下関・岩国)を中心とした個別勧奨
<p>●健診の受診勧奨対策</p> <p>⇒【被保険者】</p> <p>①支部、生活習慣病予防健診実施機関による受診勧奨および事業者健診データ提供依頼 ②行政機関との連携による事業者健診データ提供依頼</p> <p>【被扶養者】 受診履歴に基づく多様な受診勧奨</p>	<p>【被保険者】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①支部/事業所訪問等により、事業者健診結果の提供依頼 健診機関/契約に基づき、未利用事業所情報を提供。逐次、勧奨。
	<p>【被保険者】</p> <ol style="list-style-type: none"> ②8月、行政機関連名で提供依頼および効率的な取得を目的に、 勧奨～データ化等の一連を外部委託により実施 <p>【被扶養者】</p> <p>3年連続未受診者への自己採血キット(300人限定)を実施し、 医療機関受診または健診へ誘導。</p>

2. 戦略的保険者機能関係

○特定保健指導の実施率の向上

【被保険者】（受診対象者数： 22,248 人）

- KPI:特定保健指導 実施率 17.4 % (実施見込者数： 3,871 人)
- (内訳) 協会保健師実施分 10.2 % (実施見込者数： 2,276 人)
- アウトソーシング分 7.2 % (実施見込者数： 1,595 人)

【被扶養者】（特定保健指導対象者数： 1,060 人）

- KPI:特定保健指導 実施率 10.2 % (実施見込者数： 108 人)

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●指導機会の拡充</p> <p>⇒①健診（指導）機関および保健指導専門機関による特定保健指導（被保険者）の実施拡大</p> <p>②前年度結果に基づく集団健診当日の保健指導及び実施拡大に向けた事業所への利用勧奨を行う。</p>	<p>① 計19機関と契約。指導機関による健診当日の特定保健指導</p> <p>② 新規2事業所にて実施。</p>
<p>●保健指導の受診勧奨対策</p> <p>⇒①支部職員および健診（指導）機関・保健指導専門機関による加入者・事業所への利用勧奨</p> <p>②被扶養者の集団健診当日における特定保健指導実施</p>	<p>② 前年度未利用事業所のうち、後日訪問による実施困難な業態を中心に訪問等により勧奨</p>
<p>●保健指導者のスキルアップ</p> <p>⇒関係団体等との共催による研修および保健指導委託機関研修等受講による指導・面接技術の共有</p>	<p>保健指導者研修会（隔月／支部主催）</p> <p>特定保健指導従事者研修（健康づくりセンター主催）</p>
	<p>連続型スキルアップ研修会 2回（11・1月：保健者協議会主催）</p>

2. 戦略的保険者機能関係

○重症化予防対策の推進

- KPI : 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする
- ◆ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,048 人

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
●未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨 ⇒特に数値が高い者への、文書または訪問勧奨。（パターン化した文書勧奨を実施／未回答者あり）	電話による勧奨を継続しつつ、文書勧奨パターンを策定中
	文書確定のうえ、回答期限後ただちに勧奨通知を実施するサイクルを定着させる
●糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ⇒①健診の結果、糖尿病性腎症（推定）加入者に対する早期治療または治療再開の勧奨 ②生活改善指導を通じた腎症期の進行を抑える仕組みの構築、実施	① 健診後1か月以内に受診しない方へ向けた通知・教育冊子を送付 （今年度6月より再開／対象：5人） ＊データ欠損により腎症期判定できず、数値は推計 （3期：通知総数の4%）
	② 関係機関とプログラム（案）を調整・決定し、特に割合が高い地域を対象に案内・保健指導開始する

2. 戦略的保険者機能関係

○健康経営（コラボヘルスの推進）

■支部目標：新規宣言事業所100社

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●健康宣言企業拡大に向けた勧奨。</p> <p>⇒①DMによる新規勧奨(被保険者50人以下の事業所が対象)</p> <p>②企業カルテに基づいた支部職員による積極的な電話・訪問勧奨の実施</p>	<p>◆5月から毎月、100社に勧奨文書の送付及び後追い電話を実施。</p> <p>◆引き続き勧奨を継続する。</p>
<p>●健康宣言企業に対する支援、フォローアップの実施</p> <p>⇒①県と共同で健康経営セミナーを開催するほか、健康宣言事業所に対するフォローアップを目的とした健康づくり実践講習を開催</p> <p>②健康宣言事業所を対象とした出前講座や健康測定器の貸与等、健康度向上に向けたサポートの実施</p> <p>③バドミントン大会の開催により運動習慣の定着を促進</p>	<p>◆②健康測定器の貸与を7月より開始予定。</p> <p>③バドミントン大会の開催を9月16日に決定</p> <p>◆①10・11月に県と協働で実践講習を実施予定</p> <p>②3件/月を目標に貸与を実施予定</p> <p>③大会に向けて参加者募集を開始</p>
<p>●健康経営の普及に向けた関係団体への協力依頼等各種取り組みの実施</p> <p>⇒①商工会議所等、各種団体と連携した勧奨の実施</p> <p>②健康宣言取組事例集の作成・展開、実施</p>	<p>◆取組事例集を活用した普及啓発を商工会議所に協力依頼。</p> <p>◆商工会議所のほか、健康福祉センター等へも協力依頼を行う。</p>

以下の資料やツールを活用して健康経営の普及啓発を実施

概要説明資料(抜粋)

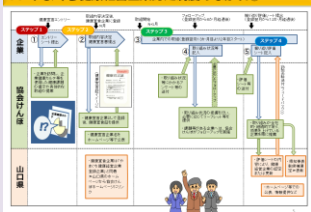
やまぐち健康経営企業認定制度
概要説明資料



全国健康保険協会 山口支部
協会けんぽ

令和元年5月

5. やまぐち健康経営企業認定制度のながれ②



取組事例集(抜粋)



健康測定ツール



2. 戦略的保険者機能関係

○広報・健康保険委員関係①

■ KPI : ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。

② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.5%以上とする。

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●事業主や加入者に向けた定期的な情報発信 ⇒いきいきつうしん、協会だより等を定期的に送付する。</p>	<p>◆いきいきつうしんは毎月発行、協会だより5月号発行。 健康保険委員向けの協会だよりは今年度から、医療費等の分析結果を掲載。</p> <p>◆協会だよりは9月号、1月号を発行予定。</p>
<p>●メールマガジンを活用した広報（定時・随時）および登録者数の拡大 ⇒①いきいきつうしん等広報物による定期的な勧奨を行う。 ②健保委員の委嘱勧奨と併せた勧奨を実施。 ③健康経営エントリー勧奨と併せた勧奨を実施。 ④関係団体訪問時に勧奨を実施。</p>	<p>◆メールマガジンを毎月リリース。健康経営に係る企業訪問時に勧奨を実施。</p> <p>◆商工会議所等の関係団体に勧奨チラシの設置などを依頼予定。</p>
<p>●県や関係団体が主催するイベントやセミナー等への積極的な参加による広報 ⇒関係団体とのイベント等において、協会けんぽ事業の広報を実施。</p>	<p>◆6月29日 アクサ生命主催の健康経営セミナーで、支部職員が健康宣言の内容について講演。</p> <p>◆生命保険会社等が主催する健康経営関係のイベントなどに、積極的に参加していく。</p>
<p>●健康保険委員への情報提供やセミナー等の実施および委嘱数の拡大 ⇒①DMによる新規勧奨及び支部職員による積極的な電話・訪問勧奨の実施。 ②直近のアンケートをもとに社会保険委員セミナーの内容充実化を促進。 ③事務手続冊子や啓発グッズを活用した多角的な広報を実施。</p>	<p>◆5月から毎月、勧奨DMを1,000件送付。 事務手続き冊子の作成、配布。</p> <p>◆引き続き勧奨DMを送付。 啓発グッズの作成準備。</p>

2. 戦略的保険者機能関係

○広報・健康保険委員関係②

■KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
●加入者・事業主への協会の保険財政等周知 ⇒広報誌やメールマガジン等を活用し、協会の保険財政等の現状と、中長期的には楽観視できない今後の展望を適切に理解いただける周知広報の実施	◆実施なし。 ◆夏頃に決算報告を定期広報誌にて掲載予定。
●インセンティブ制度の本格導入に向けた周知広報の継続的な実施 ⇒広報誌やメールマガジン、新聞、企業カルテ等を活用し、平成30年度の実施結果を含めた加入者・事業主の行動変容を促す継続的な制度の周知広報の実施	◆定期広報誌において、連載でインセンティブ関係の記事を掲載。（5月号：特定健診、6月号：特定保健指導） ◆未治療者の受診やジェネリック医薬品の使用について、記事を掲載予定

平成29年度における山口支部のインセンティブ指標（参考）

特定健診等受診率		特定保健指導実施率		特定保健指導対象者の減少率		医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率		後発医薬品使用割合		総得点	
偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位
49	27	47	29	58	10	50	22	45	35	250	24

2. 戦略的保険者機能関係

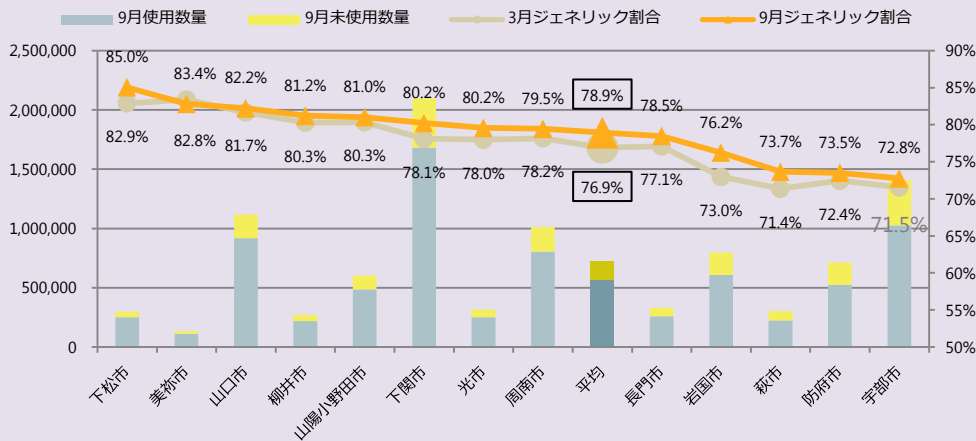
○ジェネリック医薬品関係

■KPI:協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を79.2%以上とする

薬剤師会・県等と連携した取り組み

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●山口県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への参画および意見発信</p> <p>⇒協議会に支部長が委員として参画のうえ、積極的に意見発信を行う。</p>	<p>◆開催なし</p> <p>◆7月に開催される本会議に、文書による意見発信のみ実施予定。</p>
<p>●情報提供ツールを活用した使用促進に資する取り組みの実施</p> <p>⇒①30年度の薬局に対するアンケート結果を踏まえた方策を策定、実施。 ②薬局に加えて医療機関へもお知らせを送付。</p>	<p>◆5月に最新版を756薬局に送付</p> <p>◆医療機関あて通知を8～9月頃に送付予定。</p>
<p>●本部提供リストを活用した定期的な統計分析</p> <p>⇒県内各地域のジェネリック医薬品使用割合等に係る統計資料を四半期毎に作成。同リストを基に薬剤師会・県等の関係団体と課題の分析及び対策案の具体化、実施。</p>	<p>◆H30.9レセプトに基づく市別・薬効別の統計情報を薬剤師会・県に提供。</p> <p>◆本部の提供スケジュールに沿って順次資料を作成し、関係機関との協議資料として活用していく予定。</p>

薬剤師会・県に提供する統計情報（一部抜粋）



医療機関には、院内処方分と院外処方分に分けて情報提供予定

院内分（抜粋）

5. 貴医療機関における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。
目標値90%に達していない医薬品は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。

品名	数量	割合
1	844	0.0%
2	385	0.0%
3	356	0.0%
4	350	0.0%
5	315	0.0%
6	207	0.0%
7	195	0.0%
8	140	0.0%
9	126	0.0%
10	124	0.0%

院外分（抜粋）

5. 貴医療機関の処方せん受付薬局状況

貴医療機関にて発行した処方せんの受付人数が多い上位5薬局の後発品にかかる調剤状況をお知らせします。

薬局	後発品数量	後発品数量割合
aaa薬局	10,379	74.8%
bbb薬局	11,712	66.3%
ccc薬局	881	85.4%
ddd薬局	28	96.6%

2. 戦略的保険者機能関係

○ジェネリック医薬品関係

■KPI:協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を79.2%以上とする

加入者にダイレクトでアプローチする取り組み

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●自己負担軽減額通知の実施 ⇒年2回実施。</p>	<p>◆実施なし</p> <p>◆8月・2月に実施予定</p>
<p>●加入者に対する広報等を通じた使用促進 ⇒①県内の薬局を通じて、お薬手帳カバーや使用啓発チラシを作成・配布。 ②ジェネリック医薬品使用促進セミナーの実施（2月頃に県との協働開催）</p>	<p>◆お薬手帳カバーを作成（6月末納品）</p> <p>◆①福祉医療などで自己負担がない（少ない）加入者に向けた使用啓発チラシについて検討中。</p>

自己負担軽減額通知（見本）

ジェネリック医薬品をお使いいただくと
あなたの窓口負担を減らすことができます。

平成30年10月に処方されたお薬のうち、
以下の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合

お薬の軽減可能額
4.660円～

平成30年10月 診療分で処方されたお薬（先発医薬品）

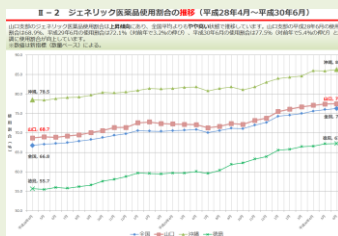
医療機関/薬局	お薬名	お薬代
薬局	●●カプセル100mg	5,690円
	●●点眼液（0.1%）	1,850円
医療機関		2,490円

ジェネリック医薬品に変更することで
軽減できるお薬代

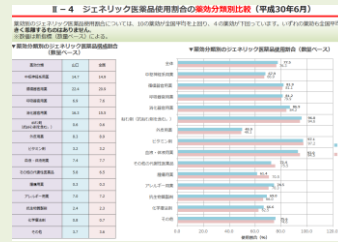
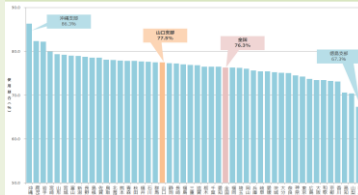
2,710円～
1,130円～
820円～

ジェネリック医薬品使用促進セミナー資料（抜粋）

ジェネリック医薬品の使用状況と
協会けんぽの取り組みについて



■-1 ジェネリック医薬品使用割合の全国比較（平成30年6月）



※資料は昨年度使用したものです。

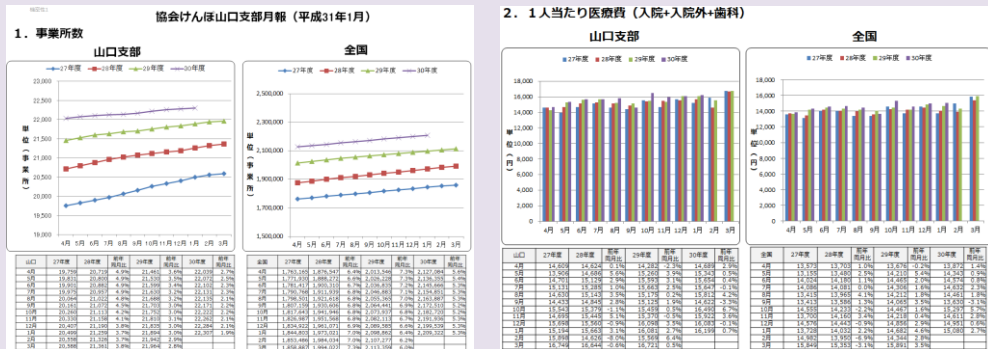
2. 戦略的保険者機能関係

○医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

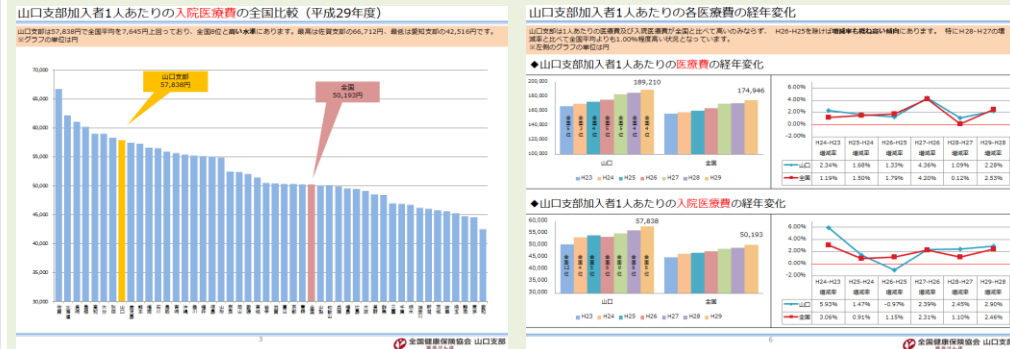
- KPI:① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を83.7%以上とする
- ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●地域医療構想調整会議等、各種協議会への参画、意見発信 ⇒国民健康保険運営協議会、地域・職域連携推進協議会等に参画のうえ積極的に意見発信を行う。</p>	<p>◆下関・宇部・長門等の各種協議会に参加</p> <p>◆各会議のスケジュールに基づき参加予定</p>
<p>●医療費の特性等、医療費適正化対策につながる分析等の実施 ⇒支部HP等を活用して、山口支部加入者の一人あたり医療費等の統計情報を定期的に発信。</p>	<p>◆毎月、適関係と医療費関係について直近の情報を支部HPに掲載。</p> <p>◆新たな統計情報の作成の検討を進める。</p>
<p>●医療費分析結果に基づく意見発信や効果的な取り組みの実施 ⇒レセプトデータ・健診結果データ等を業態・年齢階級・地域別に細分化し、山口支部の傾向・課題を詳細に分析したデータを県内の各市町に提供するほか、各種協議会における意見発信に活用。</p>	<p>◆平成29年度版の医療費分析資料を作成。</p> <p>◆市別や業態別の医療費分析を適宜実施し、医療費適正化事業に繋げる。</p>

山口支部統計情報（抜粋）



平成29年度医療費分析資料（抜粋）



2. 戦略的保険者機能関係

○地域の实情に応じた医療費適正化の総合的対策

具体的な施策・K P I	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●自治体、関係団体および他保険者との連携・協働の推進</p> <p>⇒①市町及び山口支部の広報媒体に相手方の事業にかかる記事を掲載 ②健康宣言事業所等に各市町の健康づくり事業を推奨 ③市町との健康づくり事業の協働実施</p>	<p>◆各自治体が実施する健康づくり事業の内容について情報提供を依頼。</p> <p>◆通年事業については一覧表にし、定期広報誌に掲載予定。 スポット事業については、実施時期にあわせて掲載予定。</p>
<p>●自治体および関係団体との事業連携協定締結の推進</p> <p>⇒がん検診と特定健診との同時実施を契機にするなど、市町に対する協定締結に向けた積極的なアプローチを行う。</p>	<p>◆7月1日付で4市町と協定締結。これにより、県内全市町との協定締結が完了。</p> <p>◆健康経営のさらなる推進を目的とした関係団体との連携強化について検討を進める。</p>

各市町の健康づくり事業を協会の広報誌に掲載

岩国市民の方には、さらに特典が追加されます

健康とお手を入れよう!!

いきいきわくわく健康マイレージ

「やまぐち健康マイレージ」の特典カードによる通常の特典を受けることができるだけでなく、岩国市独自の取り組みとして「市内温泉日帰り食事付ペープラン」「フットマッサージャー」「岩国市内の特産品」などが抽選でプレゼントされます。
岩国市民の方はチャレンジシート等が下記の場所にて配布されていますので、お気軽にご参加ください。

対象者：18歳以上の市民（在職、在学を志す）
特典カードの交換・プレゼント応募締切：令和2年1月31日（金）
チャレンジシート配布所：岩国市各保健センター、岩国市各所、総合支所、支所、出張所など
市のホームページからダウンロードすることもできます。
<http://www.city.iwakuni.lg.jp/sof/s063112174.html>

特典カードの交換場所：岩国市各保健センター
岩国市各所1階（令和2年全年度、介護保険制度、高齢者支援等）
総合支所、支所、出張所、図書館
岩国健康福祉センター（健康増進課）

長門市からのお知らせ

水中ウォーキング教室 参加者募集!

協会けんぽ加入者のみなさまもお気軽にご参加ください!

楽しく無理なく筋力アップ! 運動習慣づくりや腰痛予防にオススメです!

日程
7/3～9/25の毎週水曜日 9:30～11:30
7/4～9/26の毎週木曜日 19:00～21:00
※全12回（8/14（水）、8/15（木）は休め）
※2つの時間帯からご都合に合わせてお選びください。

参加料 350円
（11回分）

申込期間 6/3（月）～6/27（木）

場所 太陽フィットネスクラブ長門
長門市東栗川1394番地1

対象者 長門市在住の40歳以上で、体力測定を受けておらず、医師から水中運動を禁止されていない方。※原則健康診断55歳～60歳、年齢30歳
専門スタッフの指導により、水中でのウォーキングやストレッチで健康増進を図ります。
下記に準じて募集いたします。

申し込み、問い合わせ
■ 長門市協賛地域包括支援センター ☎ 0837-23-1244
■ 太陽フィットネスクラブ長門 ☎ 0837-22-1600
共催：長門市高齢福祉課、長門市総合窓口課 健康ポイント事業

今年度の協定締結状況

市町	締結日（予定を含む）
上関町	平成31年4月1日
田布施町	令和元年5月28日
和木町	令和元年6月1日
宇部市	令和元年7月1日
周南市	令和元年7月1日
周防大島町	令和元年7月1日
美祿市	令和元年7月1日

2. 戦略的保険者機能関係

○その他の保健事業

具体的な施策・K P I	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●歯周病・生活習慣病予防を目的とした歯科健診事業 ⇒健康宣言企業等を対象とした集団歯科健診の実施</p>	<p>◆健康宣言事業所に対する広報の実施準備。</p> <p>◆健康宣言事業所に広報、歯科健診の実施。</p>
<p>●加入者の運動習慣定着を目的とした施設の優待利用の実施 ⇒運動習慣の定着を目指した運動施設優待の利用勧奨</p>	<p>◆運動施設優待利用について、いきいきつうしん5月号に記事を掲載。</p> <p>◆さらに事業を拡大すべく、多くの運動施設の運営主体との連携を目指す。</p>

健康宣言事業所に、歯科健診の勧奨を実施



運動習慣の定着のため、さらに多くの運動施設との連携を目指す。



3. 組織体制関係

3. 組織体制関係

○組織の適切な運営

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
<p>●リスク管理の徹底 ⇒災害時の対応、安否確認システムの登録を徹底する。</p>	<p>新規採用職員の登録（計5名）。全職員登録済。 模擬訓練実施。</p> <p>採用職員があり次第、登録。</p>
<p>●コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ⇒定期的に自主点検を実施し、その結果を踏まえてコンプライアンス委員会を開催する。</p>	<p>・5/15-17・20自主点検。 ・5/29両委員会開催。</p> <p>・11月 2回目自主点検予定。 ・12月、3月 両委員会開催予定。</p>
<p>●ハラスメント対策の確実な実施 ⇒ハラスメントを発生させないため定期的な職員研修の実施と体制の構築を図る。</p>	<p>・ハラスメント相談員を設置し、職員からの相談を適宜受け付ける体制を構築している。</p> <p>・ハラスメント研修の実施。</p>
<p>●労働安全衛生の推進 ⇒健康宣言事業所として職員の健康づくりを実践する。</p>	<p>・4月山口支部健康経営年間計画を策定し、職員へ周知。 ・5月やまぐち健康経営企業認定制度にかかる評価シートを県へ提出。</p> <p>・毎月、衛生委員会で進捗確認を行い、計画的に健康経営の取組を実施していく。</p>

3. 組織体制関係

○OJTを中心とした人材育成

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
●OJTの実践および効果的な支部の実情に応じた研修の実施 ⇒①定期的に支部内研修を実施する。 ②支部の課題等に応じた研修を実施する。 ③研修実施計画に基づいた研修を着実に実施するとともに、定期的に職員に必要な勉強会を適切に実施する。	・OJT計画に基づき、2名の職員へOJTを実施中。
	・OJT計画に基づき、2名の職員へOJTを実施（9月まで）。 ・①9月タイムマネジメント研修（希望者） ②11月ビジネススキル研修（一般職層受講必須） 上記研修は外部講師による研修を予定。
●自己啓発による知識・スキルの向上 ⇒オンライン研修の実施や通信教育講座のあっせんを行うことで自己啓発に対する支援を積極的に行う。	実績なし。
	・通信教育講座受講案内実施予定。

○費用対効果を踏まえたコスト削減

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。

具体的な施策・KPI	第一四半期の実施状況
	今後の予定
●調達審査委員会開催等による適正な調達の実施 ⇒①調達仕様書送付業者の拡大のため、入札公告期間を一定期間確保することを徹底する。 ②調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。	・一般競争入札2件中、1件が一者応札（30年度 一者応札割合25%）開札後、電話で入札に参加しなかった理由（主に仕様上のこと）を聴取を行い、調達担当グループへフィードバックを実施。 ・調達審査委員会（5/29）。
	・KPI未達成となったが、引き続き、一者応札とならないよう努める。
●節電等取り組みによるコスト削減の実施 ⇒①予算の執行管理を適切に行うとともに、管理状況を職員へ周知することで、コスト削減意識の向上に努める。 ②電気使用量及び消耗品の使用について、「見える化」したものを継続して職員に周知のうえ、コスト削減意識の向上に努める。	・5月 30年度予算執行実績及び光熱費等の使用実績を周知。コスト意識の向上を図った。光熱費等の使用状況は毎月周知を実施。
	・予算状況及び光熱費等の周知を継続実施。